

玄々堂亀田の郷  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 佐貫会



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

< 2021年4月現在 >

当事業所はご利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1、事業者概要

事業者名称 社会福祉法人佐貫会  
所在地 千葉県富津市亀田445-1  
代表者 理事長 池田 重雄  
電話番号 0439-27-0850  
FAX番号 0439-27-0851

## 2、事業の目的と運営方針

居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ）に対し、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とします。

- (1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護看護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- (2) 事業は、一体型とし訪問介護と看護のサービスを提供します。ただし、事業所は他の指定訪問看護事業所との間に委託契約を結び、訪問看護業務の一部を委託することもできます。

### 委託先訪問看護事業所

#### 君津訪問看護ステーション

・君津市東坂田4-8-19 Tel 0439(55)3006

#### 君津中央病院大佐和分院

・富津市千種新田710 Tel 0439(65)1251

#### 望みの門訪問看護ステーション

・富津市富津617-14 Tel 0439(87)6611

#### 原田内科小児科医院

・富津市湊497-5 Tel 0439(67)3223

- (3) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、介護・医療連携推進会議を、概ね6か月毎に開催します。

## 3、事業所の内容

### (1) 事業所の概要

事業所名 玄々堂亀田の郷定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
所在地 千葉県富津市亀田445-1  
介護保険事業所番号 1293100069  
管理者名 永山 定男  
電話番号 0439-27-0850  
FAX番号 0439-27-0851  
サービス提供地域 富津市

(2) 事業所の従業員体制 (従業員配置)

管理者	: 1名	常勤 (特別養護老人ホーム玄々堂亀田の郷 管理者兼務)
オペレーター	: 1名以上	(サービスを提供する時間を通じて配置) 常勤
計画作成責任者	: 1名	常勤 (オペレーター・訪問介護員兼務)
随時訪問介護員	: 1名以上	(オペレーター兼務)
定期訪問介護員	: 必要数	
訪問看護師	: 2.5人以上	(常勤換算: オペレーター・訪問介護員兼務)

(3) 営業日及び営業時間

営業日	: 365日
営業時間	: 24時間

4、当事業所が提供するサービス

(1) 定期巡回サービス

ご利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。但し、1訪問につき20分以内程度のサービス提供とさせて頂いております。

(2) 随時対応サービス (オペレーションサービス)

ご利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口にご利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配や緊急と判断した場合の救急車の手配など、適切な対応を取ります。

※ 随時対応コール電話番号: 050-5575-9499

(3) 随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受け、随時訪問介護員等がご利用者の居宅を訪問して必要な日常生活のお世話をいたします。

※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。

(4) 訪問看護サービス

主治医の指示書及び訪問介護看護計画に基づき、ご利用者の居宅を訪問し療養上のお世話又は診療の補助を行います。また、概ね月1回ご利用者宅を訪問しアセスメントを行います。全てのご利用者が対象になるわけではありません。

(5) その他のサービス

①居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者などへの連絡、調整を行います。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

5、利用料金について

別紙料金表の通り。

## 6、サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

- ① ご契約者からの交替の申し出で選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ② 事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

### (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### ①医療行為

#### ②ご契約者もしくはその家族などからの金銭又は高価な物品の授受

#### ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

#### ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

#### ⑤ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動

#### ⑥その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

## 7、緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

対応可能時間：24時間対応可能な体制を確保しております。

ご利用者様 緊急連絡先

医療機関 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

主治医 \_\_\_\_\_  
ご家族等 \_\_\_\_\_ 続柄 ( \_\_\_\_\_ )

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

## 8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 10、協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〈協力医療機関〉

- ・名称 : 医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂君津病院
- ・住所 : 千葉県君津市東坂田4-7-20
- ・電話 : 0439(52)2366

## 11、守秘義務

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 12、苦情及び相談窓口

(1) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、下記の管理者が窓口となり対応します。

管理者 : 永山 定男

受付時間 : 月～土曜日 9時00分～17時00分

0439-27-0850 (玄々堂亀田の郷 代表電話)

(2) 当事業者以外に、下記の公的機関にて苦情申し立て等を行うことができます。

- ・ 富津市役所 介護保険担当課 : 0439-80-1262
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 : 043-254-7428

### 1 3、損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害賠償については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

### 1 4、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

### 1 5、虐待防止について

事業者は人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施を行います。
- ② ご利用者及び家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- ③ 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境作りに努めるほか、自ら必要な措置を講じます。

### 1 6、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 1 7、サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 緊急時の随時訪問を確実に行うため、状況に応じて合鍵をお預かりします。合鍵は利用者との同意のもとでキーボックス等の設置を行います。なお、キーボックス設置の費用については、ご利用者負担とします。
- ③ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 18、合鍵の管理方法について

- ①随時対応の緊急訪問が適切に行えるように、必要に応じて、ご利用者同意の上、状況に応じて合鍵を預かります。預かった鍵は、キーボックス等に保管します。
- ②合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。
- ③サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。
- ④スペアキー作成の必要がある場合には、費用はご利用者負担となります。
- ⑤合鍵の預かりの同意を、鍵預かり書にて行います。

ご説明日        年        月        日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。これを証明するため本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各自1通ずつ所持するものとします。

事業所名        玄々堂亀田の郷 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

介護保険事業所番号    1293100069

所在地        〒293-0057 千葉県富津市亀田445-1

管理者        永山 定男        印

説明者        \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、本事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用に際し、重要事項の説明を受け、その内容を確認し同意します。

ご利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

ご家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄) \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄) \_\_\_\_\_

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる。